

第4回盛土による災害防止のための

関係府省連絡会議幹事会

議事次第

〔 令和4年3月28日（月）
9：50～10：10
WEB会議 〕

1. 開会

2. 議事

- ・盛土の総点検の結果について
- ・その他

3. 閉会

- ・ 人家等に影響のある盛土について、土地利用関係各府省（国土交通省、農林水産省、林野庁、環境省）の連名で、都道府県に対し、以下のような作業を行っていただくことを8月11日に通知。
- ・ 都道府県の現場が混乱しないよう、関係府省が連携してサポート。

重点点検対象エリア及び重点点検箇所

- ① 土砂災害警戒区域（土石流）の上流域及び区域内（地すべり、急傾斜）
- ② 山地災害危険地区の集水区域（崩壊土砂流出）及び地区内（地すべり、山腹崩壊）
- ③ 大規模盛土造成地 ※）各地方公共団体等において点検が必要と考える箇所も対象

盛土の把握

- ・ 各地方公共団体等が、許可・届出資料等から確認した盛土
- ・ 盛土可能性箇所データ（国土地理院提供）等から推定される盛土
- ・ その他、各地方公共団体等において点検が必要と考える盛土 等

土地利用制限の権限を有する各地方公共団体等がそれぞれの観点から点検

点検の観点（目視で点検）

- ① 災害防止の必要な措置がとられているか（水抜きの有無等）
- ② 禁止事項に関する確認（廃棄物の有無等）
- ③ 許可・届出等の必要な手続きが行われているか
- ④ 手続き内容と現地の状況が一致しているか（面積、土量等）

盛土の総点検のとりまとめについて（1）

- 令和4年3月末時点において、全国の総点検対象となる約 3.6万箇所のうち、ほぼ全ての盛土について目視等による点検完了の報告あり。
- 点検 4 項目のうち、いずれかの点検項目に該当する盛土は約 1,100箇所あった。

【盛土の総点検のとりまとめ結果（令和4年3月16日時点）】

- 総点検の対象箇所数 : 36,354 箇所
 - 上記のうち、点検完了箇所数 : 36,310 箇所（99.9%）
 - 現場における状況について
 - ① 必要な災害防止措置が確認できなかった盛土 … 516 箇所 } 必要に応じ、詳細調査等を実施
 - ② 廃棄物の投棄等が確認された盛土 … 142 箇所 } 各法令に基づく行政上の措置が必要
 - 法令手続きとの関係について
 - ③ 許可・届出等の手続きがとられていなかった盛土 … 728 箇所 } 各法令に基づく行政上の措置が必要
 - ④ 手続き内容と現地の状況に相違があった盛土 … 515 箇所 }
- ※ ①～④ は重複有り（重複を除くと、1,089箇所）

※上記箇所は令和3年8月から順次点検した時点の結果を集計したものであり、各々の点検実施後の状況の変化（是正措置の実施済のものが含まれることなど）については考慮していない。

盛土の総点検のとりまとめについて（２）

総点検の対象箇所数（土地利用規制等別の整理）

（箇所）

	土砂災害警戒区域			山地災害危険地区			大規模盛土造成地	左記以外の箇所	合計
	土石流上流部	地すべり	急傾斜	崩落土砂流出	地すべり	山腹崩落			
宅地造成等規制法	605	305	5,598	406	12	850	3,663	1,549	12,988
都市計画法	1,305	703	7,376	716	45	1,061	5,488	3,897	20,591
農地法、農振法	282	203	312	192	68	63	38	754	1,912
森林法	1,285	202	1,009	1,605	119	513	376	1,695	6,804
その他の法令等	1,957	292	1,853	1,162	85	377	1,032	3,909	10,667
合計	5,434	1,705	16,148	4,081	329	2,864	10,597	11,804	52,962 (重複除き36,354)

既存の危険な盛土への対応について（1）

- 総点検で確認された人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土について、行為者による是正措置を基本としつつ、地方公共団体が行う安全性把握のための詳細調査や応急対策、抜本的な危険箇所対策（盛土の撤去や擁壁の設置等）について、関係省庁が予算措置により地方公共団体を支援。

1. 事業の関係省庁

国土交通省、農林水産省、林野庁、環境省

2. 事業内容

総点検を実施し、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土への対策として、以下を実施。

- ① 安全性を確認するための詳細調査（ボーリング、監視等）
- ② 応急対策（土留工等）
- ③ 危険箇所対策（盛土の撤去、擁壁の設置等）
- ④ 廃棄物の不法投棄等の可能性がある盛土に対する詳細調査や廃棄物の撤去・処分等

<事業のイメージ>



詳細調査
(ボーリング)



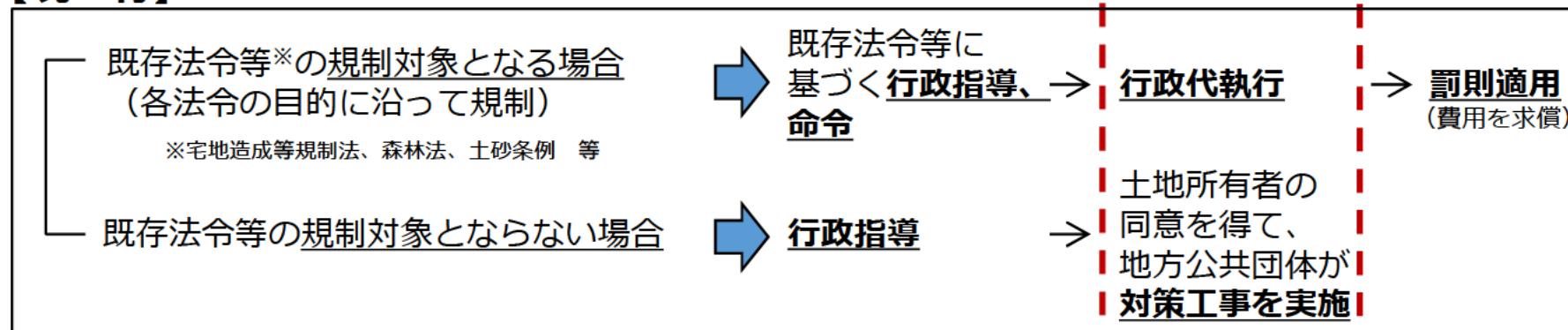
危険箇所対策
(土砂の撤去)

3. 事業主体

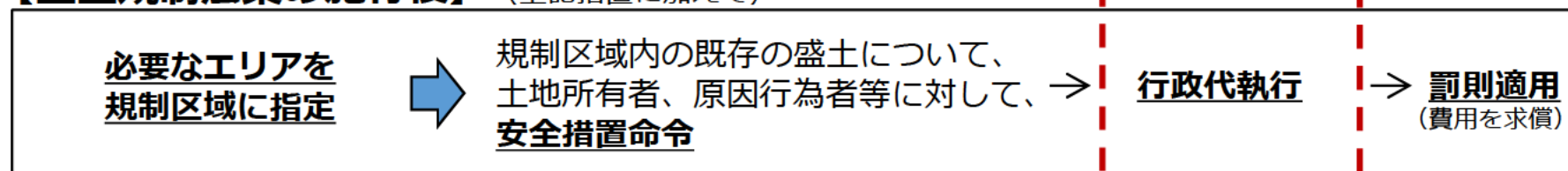
地方公共団体

既存の危険な盛土への対応について（2）

【現 行】



【盛土規制法案の施行後】 (上記措置に加えて)



※廃棄物混じり土の場合は、併せて廃掃法により対応（盛土規制法案の施行前後で共通）

予算措置により地方公共団体を支援（盛土規制法案の施行前後に関わらず）

【令和3年度補正予算】

安全性把握のための詳細調査や、応急対策工事を支援：令和6年度実施分まで

【令和4年度当初予算】

抜本的な危険箇所対策（盛土の撤去や擁壁の設置等）を支援：令和7年度着手分まで

<国費率> 1/2（一定の要件を満たす緊急性が高い盛土については2/3※） ※詳細調査等の2/3は令和4年度実施分まで

盛土による災害の防止のための今後の取組について

- 盛土による災害の防止に向け、関係省庁と連携しながら、危険な盛土等を包括的に規制する法制度の構築や、建設工事から発生する土の搬出先の明確化等の取組を、順次実施していく。

【宅地造成及び特定盛土等規制法案（盛土規制法案）】

【建設発生土の計画制度の強化（公共・民間工事）】

<現行制度>

資源有効利用促進法により元請業者に対し、搬出先(他の工事現場、残土処分場等)等を記載した再生資源利用促進計画書の作成・保存を義務付け

- 搬出先の**新たな法制度の許可の事前確認**及び搬出後の**土砂受領書等の確認**を義務化
- 計画書の作成**対象工事の拡大**、**保存期間の延長**、
- 計画書の**発注者への報告**と**建設現場への掲示**を義務化

※ 併せて、事業所等への立入検査等の対象事業者を拡大し、チェック機能を強化

【指定利用等の徹底（公共工事）】

- **全ての公共工事発注者に、指定利用等※の原則実施**を要請

※ 工事の発注段階で建設発生土の搬出先を指定する等

- **処分費の積算への計上**を徹底

背景・必要性

盛土をめぐる現状

- 静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、土石流が発生 → **甚大な人的・物的被害**(令和3年7月)
- 盛土の総点検において、**点検が必要な箇所は約3.6万箇所**(11月末暫定集計)。



死者・行方不明者28名、住宅被害98棟

R3.7 静岡県熱海市

現行制度上の課題

- 宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全等を目的とした各法律により、開発を規制 → 各法律の目的の限界等から、**盛土等の規制が必ずしも十分でないエリアが存在**(一部の地方公共団体では条例を制定して対応)



H21.7 広島県東広島市

R3.6 千葉県多古町



廃棄された土石の崩落

死者1名、重傷者1名、住宅被害1棟

廃棄された土石の崩落

軽傷者1名、県道通行止め

危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法制度が必要

※ 全国知事会等からも法制化による全国統一の基準・規制を設けることについて要望あり

法案の概要

- 盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、「**宅地造成等規制法**」を法律名・目的も含めて**抜本的に改正し**、**土地の用途(宅地、森林、農地等)にかかわらず**、**危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制**

※ 法律名を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改正。通称「盛土規制法」

※ 国土交通省・農林水産省による共管法とし、両省が緊密に連携して対応

国土交通大臣及び農林水産大臣は、盛土等に伴う災害の防止に関する基本方針を策定

1. スキマのない規制

- 規制区域** ◆ 都道府県知事等が、**盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定**
⇒ ・市街地や集落、その周辺など、人家等が存在するエリアについて、森林や農地を含めて広く指定
・市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件から人家等に危害を及ぼしうるエリア(斜面地等)も指定
- 規制対象** ◆ 規制区域内で行われる盛土等を **都道府県知事等の許可の対象**に
※ 宅地造成等の際の盛土だけでなく、単なる土捨て行為や一時的な堆積についても規制

2. 盛土等の安全性の確保

- 許可基準** ◆ 盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、**災害防止のために必要な許可基準を設定**
- 中間検査完了検査** ◆ 許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、
①**施工状況の定期報告**、②**施工中の中間検査**及び③**工事完了時の完了検査**を実施

3. 責任の所在の明確化

- 管理責任** ◆ 盛土等が行われた土地について、**土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務を有することを明確化**
- 監督処分** ◆ 災害防止のため必要なときは、**土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても、是正措置等を命令**
※ 当該盛土等を行った造成主や工事施工者、過去の土地所有者等も、原因行為者として命令の対象になり得る。

4. 実効性のある罰則の措置

- 罰則** ◆ 罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について、**条例による罰則の上限(懲役2年以下、罰金100万円以下)より高い水準に強化**

【目標・効果】 危険な盛土等を包括的に規制し、盛土等に伴う災害を防止

(KPI) ○規制区域を指定する都道府県等(都道府県、政令市、中核市)の数 ⇒ 施行後5年以内に全都道府県等

盛土による災害の防止のための取組について

令和3年12月27日
盛土による災害防止のための
関係府省連絡会議申合せ

令和3年7月1日からの大雨により、静岡県熱海市の土石流災害をはじめ、全国各地において土砂災害や浸水被害が発生し、大きな被害をもたらした。

政府としては、今後起こりうる災害への対応に万全を期し、被害の発生を最小限に抑えるため、「令和3年7月1日からの大雨に係る支援策とりまとめ」（令和3年7月30日）を策定し、「危険な盛土の総点検を行うとともに、有識者会議・関係省庁連絡会議を立ち上げ、点検状況等を踏まえ、危険箇所への対応や土地利用規制など安全性を確保するために必要な対応策を検討する。」こととした。

これを受け、本年8月10日には、関係府省を構成員とした「盛土による災害防止のための関係府省連絡会議」（以下「関係府省連絡会議」という。）を設置し、盛土による災害防止に向けた対策について議論を行ってきたところである。

併せて、本年9月30日には、民間の有識者を構成員とした「盛土による災害の防止に関する検討会」（以下「有識者検討会」という。）を設置し、各分野の専門的な見地から議論が行われてきたところである。

今般、有識者検討会における提言がなされたことを踏まえ、関係府省の緊密な連携の下、下記の取組を着実に実施し、二度とこのような災害が起きることのないよう、盛土による災害の防止に全力で取り組んでいく。

記

有識者検討会の提言を最大限尊重し、提言に記載された全ての事項について、関係する府省においてその施策を速やかに具体化するものとする。特に以下の事項については、関係府省の緊密な連携の下、重点的に取り組むこととする。

1 盛土の総点検及び危険箇所対策等について

- (1) 年度末までに都道府県等による点検が完了するよう、引き続き、国土交通省をはじめとした関係府省の連携の下、必要な支援を行う。また、点検完了後速やかに、とりまとめ結果を公表する。
- (2) 点検の結果、都道府県等が「必要な災害防止措置が確認できなかった盛土」と判断し、詳細調査が必要となった場合には、円滑に詳細調査を実施できるよう、財政面も含め必要な支援を行う。
- (3) 点検や詳細調査の結果、都道府県等が「災害危険性の高い盛土」と判断した場合には、法令等に基づく行政処分等を躊躇なく行い厳正に対処できるよう、関連する法制度を所管する関係府省は、法の運用に係る助言など必要な支援を行う。
- (4) 上記の行政処分等を行ってもなお、行為者等による是正が困難な場合には、都道府県等が危険な箇所の対策等を着実に実施できるよう、財政面も含め必要な支援を行う。その際、支援内容が省庁をまたがっても円滑に実施できる仕組みとする。

2 新たな法制度の創設等について

- (1) 有識者検討会の提言で示された観点も踏まえつつ、国土交通省と農林水産省は、盛土等の崩落による人家等への被害が生じないように、危険な盛土等を規制するための新たな法制度を検討し、次期通常国会への法案の提出を目指す。
- (2) 新たな法制度を実効性のあるものとするため、関係府省・地方公共団体の緊密な連携により、法の施行体制・能力の強化を図る。
- (3) 建設発生土の搬出先の明確化・有効利用等を図るため、国発注工事に関する指定利用等の実施について、全省庁で取組を徹底する。

3 今後の対応について

引き続き、関係府省の連携を密にするとともに、関係府省の取組状況の確認等を行うため、定期的に関係府省連絡会議を開催する。

以 上